

令和6年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について

1 改正時期について

- 「令和6年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律案」が、令和6年1月26日開会の第213回通常国会に提出された。
- 今回の改正には、令和6年4月1日から施行するために「青森市市税条例の一部改正」が必要な項目が、個人住民税及び固定資産税で予定されている。
- 法案の成立及び公布時期は、例年「3月末」となっており、令和6年第1回市議会定例会が閉会していることが想定される。

令和6年第1回市議会定例会が閉会していた場合、令和6年4月1日から施行するために改正が必要な項目については、「専決処分」による条例改正を行おうとするもの。

2 専決処分による条例改正が予定される項目について

(1) 個人住民税所得割額の定額減税

■個人住民税の定額減税：令和6年度分の個人住民税（市・県民税）所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円（個人市民税分6,000円）を減税する措置。

- 定額減税は、合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の納税者に限り実施し、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填される。

(2) 固定資産税（土地）の負担調整措置

■負担調整措置：市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額の目途とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置。

- 現行の適用期限は、「令和5年度まで」とされているが、現行の仕組みを令和6年度から令和8年度までの3年間延長する。

3 専決処分による条例改正後の対応

専決処分による条例改正に係る資料を全議員に配布する。